

郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱

平成 21 年 7 月 1 日制定
平成22年 4 月 1 日一部改正
平成23年 4 月 1 日一部改正
平成24年 4 月 1 日一部改正
平成24年 7 月27日一部改正
平成25年 4 月 1 日一部改正
平成26年 4 月 1 日一部改正
平成27年 3 月31日一部改正
平成28年 3 月31日一部改正
平成29年 3 月31日一部改正
平成30年 3 月31日一部改正
平成31年 3 月31日一部改正
令和 2 年 3 月31日一部改正
令和 3 年 3 月31日一部改正
令和 4 年 3 月31日一部改正
令和 5 年 3 月31日一部改正
令和 6 年 3 月31日一部改正
[産業観光部産業雇用政策課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内中小企業の金融の円滑化及び経営の安定と事業の発展を図るため、郡山市中小企業融資制度要綱(平成 17 年 3 月 22 日制定。以下「融資要綱」という。)の規定に基づき取扱金融機関(融資要綱第 2 条第 1 号に規定する取扱金融機関をいう。以下同じ。)から融資を受けた者が福島県信用保証協会に納付した信用保証料(以下「保証料」という。)について、信用保証料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する時に納期の到来している市税等(市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。)を完納している者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費は、融資要綱に規定する制度のうち、次に掲げる制度により融資を受けた保証料の支払いに要する経費とする。

- (1) 一般融資制度
- (2) 無担保無保証人融資制度
- (3) 短期小口融資制度
- (4) 成長融資制度
- (5) 創業融資制度
- (6) 災害等対策資金融資制度

2 補助金の額は、予算の範囲内で別表の制度の区分に応じ算出した額とする。ただし、前項第6号については、その都度市長が決定するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、保証料の支払日の翌日から起算して6月以内に、補助金等交付申請書（別記様式）に福島県信用保証協会が発行する信用保証料の支払額が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する補助金の申請は、補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、当該補助金の交付申請があったときは、当該交付の適否を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、その旨を規則第7条の補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付を不相当と認めたときは、不交付決定の旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の取消等)

第7条 市長は、補助金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2)当該融資を種々の事情により早期完済した場合で信用保証料の返戻金があったとき。

(額の確定通知の省略)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(補助額の特例)

3 平成27年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に第3条第1号の一般融資制度による融資を受けた者が、新たな事業を開始したときから3年以内で次に掲げる要件のいずれかに該当する場合の保証料に係る補助金の額の算出に関する別表の規定の適用については、同表中「50%」とあるのは「100%」とする。

- (1) 営む業種が医療・福祉機器関連産業、ロボット関連産業、再生可能エネルギー関連産業又はICT関連産業であること。
- (2) 事業を行う者が農業法人又は創造的若しくは革新的な経営を展開する中小企業者であること。
- (3) 代表者が女性の法人であること。
- (4) 事業所に厚生労働省の「ものづくりマイスター」が在籍していること。

4 前項第1号及び第2号の基準については、市長が別に定める。

5 平成31年4月1日から令和7年3月31日までの期間内に第3条第4号の成長融資制度のうち融資要綱第18条第2項に定めるみらい創造融資制度により融資を受けた場合の保証料に係る補助金の額の算出に関する別表の規定の適用については、同表中「50%」とあるのは「100%」とする。ただし、補助額は1件の融資につき100万円を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置 補助額の特例)

2 この要綱による改正前の郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

(補助額の特例)

2 平成21年7月1日から平成27年3月31日までの期間内に第3条第1号の一般融資又は同条第4号の成長融資制度により融資を受けた場合の保証料に係る補助金の額の算出に関する別表の規定の適用については、同表中「50%」とあるのは「100%」とする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

制度名	補助率	限度額
一般融資	50%	50万円
無担保無保証人融資	100%	なし
短期小口融資	100%	なし
成長融資	50%	50万円
創業融資	100%	なし

別記様式（第4条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

氏 名

電話番号

補助金等交付申請書

次の事業（事務）について、補助金の交付を受けたいので、郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱第4条の規定により申請いたします。

補助事業等の名称				
施行場所				
総事業費				円
補助金等交付申請額				円
事業の目的				
事業の内容				
着手、完了予定日	着手	・	完了	・
添付書類				
摘要	(フリガナ) 口座名義人			
	金融機関名 及び番号	(No.)	(No.)	
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	

なお、この申請の審査に当たっては、私に代わり市長が郡山市中小企業融資制度信用保証料補助金交付要綱第2条に規定する市税完納状況の確認を行うことに同意します。